



発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成21年6月 通常理事会概要

- 1. 日 時 平成21年6月2日(火) 13:30~16:00
- 2. 会 場 日事連会議室
- 3. 理事会構成者数及び出席者数  
 理事会構成者数 34名  
 出席者数 32名(内、表決委任状提出者4名含む)
- 4. 出席者及び欠席者の氏名  
 出席者  
 会 長 三栖邦博  
 副 会 長 山本茂男、山崎善利、本澤宗夫、鈴木誠一、  
 外木場久雄、八島英孝  
 専務理事 高津充良  
 常務理事 北野芳男  
 常任理事 木村 旭、佐野吉彦、野呂敏秋、原田照行、  
 髭右近外嘉、山田美光  
 理 事 秋野卓生、上野浩也、上原伸一、計良光一郎、  
 定行まり子、野呂幸一、水谷達郎、水庭武宣、  
 村山高文、森野美徳、山中保教、横須賀満夫、  
 割田正雄  
 監 事 大内達史、岡田利一、速水可次  
 欠席者(表決委任状提出者)  
 理事: 浅野善治、河野久、須賀川勝、馬場錬成  
 欠席者 理事: 大野和男、宮原克平  
 事務局 恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課長、  
 鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長、  
 吉田 茂調査役

5. 議 事

- (1) 議長 三栖邦博会長
- (2) 議事録署名人の選任  
 三栖邦博会長、上野浩也理事、上原伸一理事
- (3) 議決事項  
 1) 常任理事会専決事項の承認の件(平成21年5月22日、常任理事会決定)  
 常任理事会専決事項の内容について、専務理事より次の説明がなされた。  
 ① 景観・まちづくり特別委員会の設置及び委員の決定の件  
 景観・まちづくり特別委員会の設置及び委員について資料1の通り決めた。  
 景観・まちづくり活動に対する国の助成事業が始まったが、これに対する日事連としての対応をどうしているかが当面の課題ではあるが、景観・まちづくり活動はこれからの重要なテーマであり、地域における景観まちづくり活動に対してどのように対応するか、単位会との連携、人材育成等も含め日事連としての対応方針を検討していくことを目的に設置した。委員会構成は横須賀満夫理事(広報・渉外副委員長)を委員長とし、委員は単位会で景観・まちづくりに関係している方々を中心にお願いした。  
 議長より、常任理事会で決定した景観・まちづくり特別委員会の設置及び委員の議案について諮ったところ、異議なく、これを承認した。
- 2) 新業務報酬基準の制定に伴う地方自治体に対する建築3会の共同要望承認の件  
 新業務報酬基準が本年1月7日に告示され、これに伴い国土交通省所管の官庁施設の設計業務等積算基準及び要領が4月1日付で改定されたが、特に地方自治体に対し公共建築設計等の発注に際し、告示の遵守と国の設計業務等積算基準等の改定に沿って依頼度の規定を見直し、削除することを強く要望していく必要がある。このため建築3会が一つとなって共同で全国バルでの共同要望書を

まとめ、要望活動はそれぞれの地方組織が共同で行えるような仕組みとしたい。要望書の内容は建築3会を中心に調整し、夏頃から順次地方組織による地方自治体への共同要望活動の展開が可能なように準備を進めていきたい旨の説明が、専務理事より、資料2によってなされた。議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料2のとおりこれを承認した。

### 3) 平成21年度の要望項目の承認の件

野呂広報・渉外委員長より、常任理事会で検討した平成21年度の要望項目について資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

要望項目の要点は次の4項目を重点的に行うこととし、6月末頃に各単位会に送付する予定であるので、単位会は順次地方自治体や市町村等の発注部局に要望願いたい。

①公共建築物の設計・工事監理業務の発注にあたっては新業務報酬基準によること及び慣例的に行われている「依頼度」の規定の削除と全面的な見直し。

②公共建築物の設計者の選定については建築物の規模や特性等に応じて技術的能力、提案内容、実績等を参考に入札方式以外の方法による選定を行うこと。

③公共建築物の設計業務の発注に際しては、委託先の建築士事務所に構造設計/設備設計一級建築士の有無による選定を行わないよう適正な対応を行うこと。

④建築設計・工事監理業務の発注に際しては、建築士事務所の賠償責任保険への加入を条件とすること。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料3のとおりこれを承認した。

これに関連して次の趣旨の意見が出た。

○資料2の要望も資料3と同時期に行うことができないか。

—資料2の要望は中央の建築3会での共同要望であるため、それぞれの団体間の調整が必要である。できるだけ早く中央での団体間の調整を行う予定ではあるが、現実的には各県の地元での建築団体との調整等を考えると7月から8月に入ってからの要望となるのではないかと考えてい

るが、できるだけ早く調整を図っていきたい。

### 4) 平成21年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項の承認の件

建築士事務所キャンペーン事業は、平成21年度で11回目を迎える事業である。基本的な実施要項は昨年と同様に開催する内容となっているが、今年度はキャンペーンの統一テーマを「信頼のあかし 建築士事務所協会～法定化された建築士事務所協会の会員はあなたをサポートします～」としている。開催経費については昨年度と同様に各単位会へ上限として60万円を助成する形式とし、事前に「事業計画書及び収支予算書」の提出を求め提出後の翌月に送金することとしている。収支予算書において支出額が60万円未満の場合は、その金額を送金し、また、収支予算書において支出額が60万円以上の場合で、キャンペーン事業終了後に提出された「実施結果報告書及び収支報告書」により支出額が60万円に満たなかった場合は、差額を返金していただくことにしている旨の説明が、野呂広報・渉外委員長より、資料4によって説明がなされた。

議長より、同議案について諮ったところ、異議なく、資料4のとおりこれを承認した。

### 5) 第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の開催日の承認の件

事務局より、平成22年度に開催する第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の開催日及び大会会場については、開催日:平成22年10月1日、大会会場:帝国ホテルを予定している旨の説明が資料5によってなされた。

議長より、同議案について諮ったところ、異議なく、資料5のとおりこれを承認した。

### 6) 第36回建築士事務所全国大会(福島大会)の開催日の承認の件

事務局より、平成23年度に開催する第36回建築士事務所全国大会(福島大会)の開催日及び大会会場については、開催日:平成23年10月21日、大会会場:福島県文化センター

が予定されている旨の説明が資料6によってなされた。

議長より、同議案について諮ったところ、異議なく、資料6のとおりこれを承認した。

#### 7) 第52回通常総会議案の承認の件

##### ①平成20年度事業報告承認の件(第1号議案)

各常置委員会委員長及び専務理事から資料7-1(議案書)及び資料7-2(説明書)のうち、第1号議案に該当する平成20年度事業報告案について、会議報告、改正建築基準法の施行及び改正建築士法に係る対応等、指定法人業務、総務・財務、教育・情報、業務・技術、広報・渉外、指導運営、建築設計制度等対応、保険制度、住宅金融支援機構適合証明業務、対外協力に関するそれぞれの事業報告の内容の説明がなされた。

議長より、平成20年度事業報告について諮ったところ、異議なく、資料7-1(議案書)のとおりこれを承認し、第52回通常総会で第1号議案として提案することを承認した。

##### ②平成20年度収支決算承認の件(第2号議案)

総務課長より、資料7-1(議案書)及び資料7-2(説明書)のうち第2号議案に該当する平成20年度収支決算案について次の趣旨の説明がなされた。

平成20年度収支決算案の一般会計の事業活動収入は、予算額より約3,760万円の増収となった。事業活動支出は予算額より約2,741万円の支出減となった。予備費支出は発生せず、当期収支差額は約3,228万円となり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約7,067万円となった。

福利厚生特別会計の事業活動収入は、予算額より約13万円の増収となった。事業活動支出は予算額より約155万円の支出減となった。当期収支差額は約3,800円になり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約243万円となった。

適合証明業務登録機関特別会計の事業活動収入は、予

算額より約710万円の減収となった。事業活動支出は予算額より約621万円の支出減となった。当期収支差額では約72万円の支出超となったが、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約237万円となった。

三会計の合計では、事業活動収入計は約50,063万円、事業活動支出合計は約46,907万円、当期収支差額は約3,156万円となり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約7,548万円となった。

##### ③監査報告

大内監事より、i)会計監査人 公認会計士横山和司氏の方法及び結果は、相当である、ii)事業報告書の内容は、真実であると認める、iii)理事の職務遂行に関し、不正の行為または法令等に違反する事実はない、旨の監査報告がなされた。

議長より、平成20年度収支決算について諮ったところ、異議なく、資料7-1(議案書)のとおりこれを承認し、第52回通常総会で第2号議案として提案することを承認した。

#### 8) 第52回通常総会等の日程及び運営の承認の件

事務局より、第52回通常総会等の日程及び運営について資料8により次の説明がなされた。

平成21年6月19日(金) 会場: 帝国ホテル

11:00~13:15 6月常任理事会

13:30~16:00 第107回建築士事務所協会全国会長会議

16:05~17:00 第52回通常総会(平成20年度決算総会)

17:15~19:00 懇親会

議長より、同議案について諮ったところ異議なく、資料8のとおりこれを承認した。

#### 9) 平成21年度の理事会より常任理事会に委任する事項の承認の件

事務局より、平成21年度の理事会より常任理事会に委任する事項案について資料9によって説明がなされた。

議長より、同議案について諮ったところ異議なく、資料9のとおりこれを承認した。

#### (4) 報告事項

1) 官庁施設の設計業務等積算基準の改定について

専務理事より、資料10によって次の趣旨の報告がなされた。国土交通省では、官庁施設の設計業務等の業務委託費の算出を行うための積算基準として官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領を公表しているが、新業務報酬基準として国土交通省告示第15号が公示されたことにより、本年4月に積算基準を改定した。主な改定事項は、設計、工事監理業務量の算定方法では、新告示と同様に延べ面積に応じて業務量を算定する方法になったこと、設計意図の伝達業務の業務量を算定することになったこと、業務量全体に関する「依頼度」の設定に関する規定を削除したこと、追加業務に関して「積算業務」、「完成図の確認業務」について新たに業務量が設定されたこと等である。

2) 建築士試験受験資格に係るインターシップの状況について

佐野教育・情報委員長より、教育・情報委員会で検討している建築士試験受験資格に係るインターシップの状況を資料11によって次の報告がなされた。

建築士試験受験資格に係るインターシップについては、建築士の指定試験機関である建築技術教育普及センターが、大学院における実務経験の審査基準(案)及び実務経験の確認申請書の受付を公表した。学生の受入れを希望する事務所に対する情報提供については、6月に開催する「産学連携建築教育連絡会議」(事務局:日本建築学会)の場で各団体と連携して受入事務所を希望する大学院等の情報を提供することを考えていきたい。

3) 国の建築基準等整備促進補助事業(建築の質の向上関連)について

平成20年度から国の建築基準等整備促進補助事業(建築の質の向上に関する検討)が公募形式で行われ、平成21年度も引き続き行われる。平成21年度調査では、各団体による「建築の質の向上に関する提案」に関する調査を行うとともに、平成20年度・平成21年度に調査を行った各団体が、コンソーシアムを構成して各団体が検討した「建築の

質の向上に関する提案」について、とりまとめ調査等を行い、提案をまとめることになっている。このため本連合会でも、同調査は建築基本法の検討とも関連していることや国の要請等も踏まえ、平成21年度の調査に応募することとし、その検討にあたっては理事会に適宜報告しながらまとめていきたい旨の報告が、専務理事より、資料12によってなされた。

4) 自治体の建築設計業務発注における参加条件について

平成21年5月27日より、一定の建築物の設計について構造設計一級建築士/設備設計一級建築士の関与が義務付けられた。この構造設計/設備設計一級建築士の資格制度については、資格取得者数が十分でないこと、また資格者の地域偏在等が問題となっているなか、同制度の趣旨が誤解され、構造設計/設備設計一級建築士が所属しない建築士事務所が業務を受注するに際し不利益を被ることが危惧された。

建築士制度は、設計・工事監理業務を行う資格は建築士であり構造設計/設備設計一級建築士の役割は、一定の建築物についてその関与を義務付けることであり、実際に設計を行う建築士事務所に所属しない構造設計/設備設計一級建築士が行っても何ら問題はない。

国土交通省でも、5月22日に開催した都道府県建築士法担当者会議において、井上建築指導課長が「公共建築の発注に際し、専門資格者を建築士事務所に所属させることを要件とすることは、改正建築士法の円滑な施行を妨げ、意匠中心の建築士事務所を排除することに繋がるため、厳に慎んでほしい」とあらためて要請したが、今般、一、二の自治体において建築設計業務の発注に係る建築士事務所の選定にあたり、プロポーザルの参加条件に構造設計一級建築士と設備設計一級建築士が所属する建築士事務所という条件を設定した。今後、都道府県内の自治体において同様の事態が発生する可能性があるため、5月28日に連合会から単体会に対し、情報の収集に努めること及びこのような発注条件を課す自

治体の情報があれば、直ちに単位会においてその真意を確かめ、注意喚起と要望活動を行うよう各単位会に「公共建築の設計業務の発注に係る建築士事務所の選定について構造設計/設備設計一級建築士の所属の有無を設ける自治体への改善要望活動について」という文書を発信し、要請した。また、翌5月29日に国土交通省住宅局建築指導課長から各都道府県建築主務部長宛に法適合確認の義務付け等の主旨は専門資格者が所属していない建築士事務所の入札等への参入機会を制限することを意図したものでない旨の通知が出された等の報告が、専務理事より、資料13によってなされた。

5) 四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書式の改正検討状況について

事務局より、資料14によって次の趣旨の報告がなされた。改正建築士法等の施行に伴い四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改正の検討を4団体から選出された委員等で構成された改正検討委員会で行っている。改正検討委員会はワーキング及びア会議等が昨年8月26日から5月25日迄の間に44回開催され、検討が進められているが、改正版の発行は8月上旬になる見込みである。また、今回の資料は中間報告資料であるが、内容について意見があれば6月12日迄に事務局に提出願いたい。なお、6月19日に開催する常任理事会で最終案を専決事項として決定を行う予定である。

6) 長期優良住宅の設計を行う建築士事務所の情報提供について

常務理事より、資料15によって次の趣旨の報告がなされた。長期優良住宅の普及促進に関する法律が6月4日に施行される。建築主は、長期優良住宅の建築にあたって「長期使用構造」等の基準を満たす住宅を設計し、必要な設計図書を所管行政庁に提出して「長期優良住宅建築等計画」の認定を受けることにより税制優遇措置が受けられることになる。国土交通省では、長期優良住宅の普及と円滑な促進を図るため、一般社団法人すまいづくりまち

づくりセンター連合会(すままち連合会)を通じて、長期優良住宅の設計を行う建築士事務所を登録し、広く一般消費者や住宅生産者に情報提供を行う「長期優良住宅の設計を行う建築士事務所の情報提供」という登録制度を設けた。登録にあたっては長期優良住宅の技術講習を受講していることなどが要件となっている。同登録制度について建築士事務所を構成員とする団体として協力することとした。これらについては、単位会へ既に連絡をしている。

7) 会員・構成員異動報告

平成21年2月末日から平成21年4月末の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料16の通り。

平成21年2月28日現在

正会員46団体、構成員14,895事務所、賛助会員5社

平成21年3月31日現在

正会員46団体、構成員14,822事務所、賛助会員5社

平成21年4月30日現在

正会員46団体、構成員14,839事務所、賛助会員5社

<配付資料>

資料1: 景観・まちづくり特別委員会の設置について(案)

資料2: 新業務報酬基準制定に伴う、公共建築設計等業務発注に係る地方自治体への共同要望活動について(案)

資料3: 要望書(案)

資料4: 平成21年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項(案)

資料5: 平成22年度・第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の開催日について

資料6: 平成23年度・第36回建築士事務所全国大会(福島大会)の開催日について

資料7-1: 第52回通常総会議案書(平成20年度決算総会)

資料7-2: 平成20年度事業報告・収支決算説明書

資料8: 第52回通常総会及び第107回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について

資料9:平成21年度・理事会より常任理事会に委任する事項  
案

資料10:官庁施設の設計業務等積算基準等の改定について

資料11:建築士試験受験資格に係るインターシップの状況等について

資料12:平成20年度建築基準整備促進補助金事業、平成21年度建築基準整備促進補助金事業の事業主体の募集について

資料13:公共建築の設計業務の発注に係る建築士事務所の選定について構造設計/設備設計一級建築士の所属の有無を設ける自治体への改善要望活動について

資料14:「四会連合協定建築設計・監理業務委託契約書、契約約款、業務委託書」等の改正作業の検討状況の中間報告について

資料15:「長期優良住宅の設計を行う建築士事務所の情報提供」について(協力依頼)

資料16:会員・構成員異動報告書

## ■平成21年5月 常任理事会概要

1. 日 時 平成21年5月22日(金)13:30～16:20

2. 会 場 日事連会議室

3. 常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 14名

出席者数 12名

4. 出席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 山本茂男、鈴木誠一、外木場久雄、八島英孝

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 木村 旭、佐野吉彦、野呂敏秋、原田照行、

髭右近外嘉、山田美光

欠 席 者 山崎善利副会長、本澤宗夫副会長

事 務 局 恩田利昭事務局長、

戸谷泰子広報・渉外担当課長、鈴木雅之業務課長、

前田敏明総務課長、吉田 茂調査役

5. 議事録署名人

三栖邦博会長、山本茂男副会長、野呂敏秋常任理事

6. 議事進行役

山本茂男副会長

7. 議 事

(1) 専決事項

1) 景観・まちづくり特別委員会の設置及び委員の決定の件  
専務理事より、景観・まちづくり特別委員会の設置及び委員について資料1によって次の趣旨の説明がなされた。

景観・まちづくり活動に対する国の助成事業が始まったが、これに対する日事連としての対応をどうしていくかが当面の課題ではあるが、景観・まちづくり活動はこれからの重要なテーマであり、地域における景観まちづくり活動に対してどのように対応するか、単位会との連携、人材育成等も含め日事連としての対応方針を検討していくことを目的に設置したい。委員会構成は次のとおりとしたい。

横須賀満夫(理事、広報・渉外副委員長)を委員長とし、委員は単位会で景観・まちづくりに関係している専門家等をお願いしている。

以上の説明の後、景観・まちづくり特別委員会の設置及び委員の決定について諮ったところ、異議なくこれを決定した。

(2) 協議事項

1) 新業務報酬基準の制定に伴う地方自治体に対する建築3会の共同要望について

専務理事より、新業務報酬基準の制定に伴う地方自治体に対する建築3会の共同要望について、資料2によって次の趣旨の説明がなされた。

新業務報酬基準が本年1月7日に告示され、これに伴い国

土交通省所管の官庁施設の設計業務等積算基準及び要領が4月1日付で改定されたが、特に地方自治体に対し公共建築設計等の発注に際し、告示の遵守と国の設計業務等積算基準等の改定に沿って依頼度の規定を見直し、削除することを強く要望していく必要がある。このため建築3会が一つとなって共同で全国レベルでの共同要望書をまとめ、要望活動はそれぞれの地方組織が共同で行えるような仕組みとしたい。要望書の内容は建築3会を中心に調整し、夏頃から順次地方組織による地方自治体への共同要望活動の展開が可能ないように準備を進めていきたい。

協議の結果、資料2の原案を了承し、6月通常理事会に提案することを決めた。

## 2) 平成21年度の要望項目について

野呂広報・渉外委員長より、広報・渉外委員会で検討した平成21年度の要望項目について資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

要望項目の要点は次の4項目を重点的に行うこととした。

①公共建築物の設計・工事監理業務の発注にあたっては新業務報酬基準によること及び慣例的に行われている「依頼度」の規定の削除と全面的な見直し。

②公共建築物の設計者の選定については建築物の規模や特性等に応じて技術的能力、提案内容、実績等を参考に入札方式以外の方法による選定を行うこと。

③公共建築物の設計業務の発注に際しては、委託先の建築士事務所に構造設計/設備設計一級建築士の有無による選定を行わないよう適正な対応を行うこと。

④建築設計・工事監理業務の発注に際しては、建築士事務所の賠償責任保険への加入を条件とすること。

協議の結果、資料3の原案を了承し、6月通常理事会に提案することを決めた。

## 3) 平成21年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項について

野呂広報・渉外委員長より、広報・渉外委員会で検討し

た平成21年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項について資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

平成21年度で11回目を迎える事業である。基本的な部分は昨年と同様に開催する内容となっているが、今年度はキャンペーンの統一テーマを「信頼のあかし 建築士事務所協会～法定化された建築士事務所協会の会員はあなたをサポートします～」としている。開催経費については昨年度と同様に各単位会へ上限として60万円を助成する形式とし、事前に「事業計画書及び収支予算書」の提出を求め提出後の翌月に送金することとしている。収支予算書において支出額が60万円未満の場合は、その金額を送金し、また、収支予算書において支出額が60万円以上の場合で、キャンペーン事業終了後に提出された「実施結果報告書及び収支報告書」により支出額が60万円に満たなかった場合は、差額を返金していただくことにしている。

協議の結果、資料4の原案を了承し、6月通常理事会に提案することを決めた。

## 4) 第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の開催日について

事務局より、平成22年度に開催する第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の開催日及び大会会場については、開催日:平成22年10月1日、大会会場:帝国ホテルを予定している旨の説明が資料5によってなされた。

協議の結果、原案を了承し、資料5を6月通常理事会に提案することを決めた。

## 5) 第36回建築士事務所全国大会(福島大会)の開催日について

事務局より、平成23年度に開催する第36回建築士事務所全国大会(福島大会)の開催日及び大会会場については、開催日:平成23年10月21日、大会会場:福島県文化センターが予定されている旨の説明が資料6によってなされた。

協議の結果、原案を了承し、資料6を6月通常理事会に提

案することを決めた。

6) 第52回通常総会の議案について

①平成20年度事業報告案について

事務局長より資料7-1、資料7-2のうち第1号議案に該当する平成20年度事業報告案について、会議報告、改正建築基準法の施行及び改正建築士法に係る対応等、指定法人業務、総務・財務、教育・情報、業務・技術、広報・渉外、指導運営、建築設計制度等対応、保険制度、住宅金融支援機構適合証明業務、対外協力に関するそれぞれの事業報告の内容の説明がなされた。

協議の結果、原案を了承し、資料7-1及び資料7-2の第1号議案に該当する平成20年度事業報告の議案書記載事項と説明書記載事項を6月通常理事会に提案することを決めた。

②平成20年度収支決算案について

総務課長より資料7-1、資料7-2のうち第2号議案に該当する平成20年度収支決算案について次の趣旨の説明がなされた。

平成20年度収支決算案の一般会計の事業活動収入は、予算額より約3,760万円の増収となった。事業活動支出は予算額より約2,741万円の支出減となった。予備費支出は発生せず、当期収支差額は約3,228万円となり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約7,067万円となった。

福利厚生特別会計の事業活動収入は、予算額より約13万円の増収となった。事業活動支出は予算額より約155万円の支出減となった。当期収支差額は約3,800円になり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約243万円となった。

適合証明業務登録機関特別会計の事業活動収入は、予算額より約710万円の減収となった。事業活動支出は予算額より約621万円の支出減となった。当期収支差額では約72万円の支出超となったが、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約237万円とな

った。

協議の結果、原案を了承し、資料7-1及び資料7-2の第2号議案に該当する平成20年度収支決算の議案書記載事項と説明書記載事項を6月通常理事会に提案することを決めた。

7) 第52回通常総会等の日程及び運営について

第52回通常総会等の日程及び運営について資料8により協議がなされた。協議の結果、資料8を6月通常理事会に提案することを決めた。なお、当日の日程は次の通りとすることとした。

平成21年6月19日(金) 会場: 帝国ホテル

11:00～13:15 6月常任理事会

13:30～16:00 第107回建築士事務所協会全国会長会議

16:05～17:00 第52回通常総会(平成20年度決算総会)

17:15～19:00 懇親会

8) 平成21年度の理事会より常任理事会に委任する事項について

事務局より、平成21年度の理事会より常任理事会に委任する事項案について資料9によって説明がなされた。

協議の結果、原案どおり、資料9を6月通常理事会に提案することを決めた。

9) 6月通常理事会の議題等について

6月通常理事会の議題等について資料10により協議がなされた。

協議の結果、原案どおり、資料10を6月通常理事会開催通知とすることを決めた。

(3) 報告事項

1) 官庁施設の設計業務等積算基準の改定について

専務理事より、資料11によって次の趣旨の報告がなされた。

国土交通省では、官庁施設の設計業務等の業務委託費の算出を行うための積算基準として官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領を平成17年6月に策定し公表しているが、新業務報酬基準として国土交通省告示第15号が

公示されたことにより、積算基準を改定した。主な改定事項は、設計、工事監理業務量の算定方法では、新告示と同様に延べ面積に応じて業務量を算定する方法になったこと、設計意図の伝達業務の業務量を算定することになったこと、業務量全体に関する「依頼度」の設定に関する規定を削除したこと、追加業務に関して「積算業務」、「完成図の確認業務」について新たに業務量が設定されたこと等である。

2) 建築士試験受験資格に係るインターシップの状況について

佐野教育・情報委員長より、教育・情報委員会で検討している建築士試験受験資格に係るインターシップの状況を資料12によって次の報告がなされた。

建築士試験受験資格に係るインターシップについては、建築士の指定試験機関である建築技術教育普及センターが、大学院における実務経験の審査基準(案)及び実務経験の確認申請書の受付を公表した。学生の受入れを希望する事務所に対する情報提供については、6月に開催する「産学連携建築教育連絡会議」(事務局:日本建築学会)の場で各団体と連携して受入事務所を希望する大学院等の情報を提供することを考えていきたい。

3) 四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改正の検討状況について

事務局より、資料13によって次の趣旨の報告がなされた。

改正建築士法等の施行に伴い四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改正の検討を4団体から選出された委員等構成された改正検討委員会で行っている。改正検討委員会はワーキング及びコア会議等が昨年8月26日から5月22日迄の間に44回開催され、検討が進められているが改正版の発行は8月上旬になる見込みである。また、今回の資料は中間報告資料であるが、内容について意見があれば5月29日迄に提出願いたい。なお、6月19日に開催する常任理事会で最終案を専決事項として決定を行う予定である。

○これに関連した意見として、業務委託書のなかで、必須業務との記載があるが、これは委託者や紛争になった場合に誤解を招く表現なので、例えば基本業務としたほうが良いのではとの提案があり、提案内容を改正検討委員会に連絡することとした。

4) 長期優良住宅の設計を行う建築士事務所の情報提供について

常務理事より、資料14によって次の趣旨の報告がなされた。

長期優良住宅の普及促進に関する法律が6月4日に施行される。建築主は、長期優良住宅の建築にあたって「長期使用構造等」の基準を満たす住宅を設計し、必要な設計図書を所管行政庁に提出して「長期優良住宅建築等計画」の認定を受けることにより税制優遇措置が受けられることになる。国土交通省では、長期優良住宅の普及と円滑な促進を図るため、一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会(すままち連合会)を通じて、長期優良住宅の設計を行う建築士事務所を登録し、広く一般消費者や住宅生産者に情報提供を行う「長期優良住宅の設計を行う建築士事務所の情報提供」という登録制度を設けた。登録にあたっては長期優良住宅の技術講習を受講していることなどが要件となっている。同登録制度について建築士事務所を構成員とする団体として協力する必要性があると考え、協力することとした。これらについては、単位会へ既に連絡をしている。

5) 北海道・東北ブロック協議会からの建築士定期講習に係る要望について

鈴木副会長より、北海道・東北ブロック協議会からの建築士定期講習に係る要望について①年間の受講申込書配布機関及び受講申込受付期間の早期決定、②受講申込書の配布数を増やすこと及び申込方法等の改善と受講料の見直し、③講義内容のDVDの導入等の要望内容の報告が資料15によってなされた。

なお、教育・情報委員会では、建築士定期講習に係る改善意見等のアンケート調査を既に単位会宛に行い、多数の意見が提出されているので、今回の要望内容も含めて今後、教育・情報委員会で検討していくこととした。

#### 6) 会員・構成員異動報告

平成21年3月末日及び4月末日の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料16の通り。

平成21年3月31日現在

正会員46団体、構成員14, 822事務所、賛助会員5社

平成21年4月30日現在

正会員46団体、構成員14, 839事務所、賛助会員5社

7) 後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局長よりそれぞれ資料17、資料18により報告がなされた。

#### <配付資料>

- 資料1: 景観・まちづくり特別委員会の設置について(案)
- 資料2: 新業務報酬基準制定に伴う、公共建築設計等業務発注に係る地方自治体への共同要望活動について(案)
- 資料3: 要望書(案)
- 資料4: 平成21年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項(案)
- 資料5: 平成22年度・第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の開催日について
- 資料6: 平成23年度・第36回建築士事務所全国大会(福島大会)の開催日について
- 資料7-1: 第52回通常総会議案書(平成20年度決算総会)
- 資料7-2: 平成20年度事業報告・収支決算説明書
- 資料8: 第52回通常総会及び第107回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について
- 資料9: 平成21年度・理事会より常任理事会に委任する事項案
- 資料10: 平成21年6月通常理事会開催通知
- 資料11: 官庁施設の設計業務等積算基準等の改定について
- 資料12: 建築士試験受験資格に係るインターシッパの状況等について
- 資料13: 「四会連合協定建築設計・監理業務委託契約書、契

約約款、業務委託書」等の改正作業の検討状況の中間報告について

資料14: 「長期優良住宅の設計を行う建築士事務所の情報提供」について(協力依頼)

資料15: 要望書(北海道・東北ブロック協議会からの建築士定期講習に係る要望について)

資料16: 会員・構成員異動報告書

資料17: 後援、協賛名義使用の件

資料18: 経過報告

## ■第41回 建築設計制度等対応特別委員会概要

日 時 平成21年6月3日(水) 15:30～17:45

会 場 日事連会議室

#### 出席者

委員長 三栖 邦博 副委員長 岡本 賢  
委員 小林 志朗、榊原 信一、佐々木宏幸、  
望月 淳一、高津 充良

#### 特別出席

四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款等改正検討ワーキンググループ

委員 五味 道雄、生駒 勝

事務局: 北野常務理事、恩田事務局長、吉田調査役、  
鈴木業務課長、上原

(欠席者 委員 佐野 吉彦)

#### <配付資料>

資料1: 四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款改正検討委員会 改定作業中間報告

資料1参考: 平成21年国土交通省告示第15号

資料2: 官庁施設の設計業務等積算基準等の改定及び改定に関する要望(案)関係資料

資料3: CI-NET情報化評議会 政策委員会関係資料

資料4: 平成21年度建築基準等整備促進補助金事業「建築の質の向上に関する検討」への応募について

議事1. 四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書式の

改正状況等について(資料1、参考資料)

特別出席の五味氏より改正状況の概要及び生駒氏よりワーキンググループにより内容についての説明があった。

- ・「建築設計・監理業務委託契約約款等改正検討委員会」、コア会議及び2つのワーキンググループ(いずれも事務局/日事連)において、平成11年に制定した現行の契約書式を叩き台として改正建築士法及び業務報酬基準告示15号で示された標準業務及び標準業務に付随する標準外業務の具体的な内容に基づく改正作業を行っている。
- ・現行は「設計・監理」、「設計」、「監理」の3種類の書式があるが、新書式は業務に応じて組み合わせる。また、約款も一本化される。
- ・改正版の契約書式は平成21年8月を予定しているが、作業の進捗状況により延期される場合がある。
- ・全国主要都市での講習会の開催及び(株)大成出版社より解説書の出版が予定されている。

以上の説明に続き、主に以下の発言等があった。

○5月常任理事会で説明した際、オプション業務部分に係る契約記載があることにより業務量が多くなり、記載漏れ等への対応など考慮が必要ではないか、との意見があった旨の発言があった。

一書式の使用方法については講習会等の説明により理解を得られるのではないかと。作成当初は業務量が多いと感じるかもしれないが、問題があった場合の記録としては大変有効である。

○業務報酬基準告示15号で業務量を示しているが、業務量に対する成果物が一致しないことに対する質問への考え方はどうか。国土交通省のQ&Aとして記載されることが想定されている。

一業務報酬について約款で詳細に対応するものではないと考えるが、書式には告示にも記載がない場合の記入欄を用意している。書式には、特化して記載しないが、回答を委員会として用意することは必要があると考え。

○本会では「建築設計・監理業務委託契約約款等改正検討」  
2009-7 日事連会務月報

キンググループ」を設置して、書式の改正について本会としての対応を行っている。

なお、当書式等については6月19日の常任理事会で契約書式の最終案を専決事項として決定することとしている。  
議事2. 官庁施設の設計業務等積算基準等の改定及び改定に関する要望等について(資料2)

官庁施設の設計業務等積算基準等の改定及び改定に関する要望等について事務局より報告があった。

- ・業務報酬基準告示15号公示に伴い、4月17日に官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領が公表された(4月1日に遡って適用)。改定にあたっては公共建築設計懇談会意見交換会の場でも国土交通省営繕部局等から説明を受け、日事連からも岡本副委員長、佐々木委員が出席して意見交換を行ってきた。
- ・積算要領については、業務報酬基準15号の略算方法を使用できない小規模なもの及び大規模なものは新たに算定方法を設定する、「依頼度」の設定に関する規定が削除されるなど大幅な見直しが行われた。
- ・5会会長会議で了承の上、本会、士会連合会、JIAで、公共建築設計等業務発注に係る地方自治体への共同要望活動として、国土交通省の設計業務等積算基準等に準じた基準の策定と運用を強く要望することとしている。

報告に続き、業務報酬に係る再調査等について話題があった。なお、今後も状況に注視することとした。

議事3. CI-NET情報化評議会 政策委員会の状況について(資料3)

「CI-NET情報化評議会 政策委員会」の状況について、当委員会に出席している望月委員より報告があった。

- ・CI-NET情報化評議会に設置された政策委員会(いずれも事務局は(財)建設産業情報化推進センター)が6月3日に第1回が開催された。これまでも当該委員会へ日事連から委員が出席していた経緯がある。
- ・CI-NETは発注者(ゼネコ等)と受注者間で行う電子商取引等の運用の仕組みであるが、中小規模のゼネコ等ではま

だ利用率が低いと、評議会内に各種委員会及びワーキンググループを設け、普及に向けた具体的な活動を行っている状況である。

- ・設計製造情報化評議会(C-CADEC)では設計図書の標準化、共通のソフトウェア開発など、建築設計により関係のある内容を扱っているが、企業のみでの参加とされている。

議事4. 平成20年度建築基準整備促進補助金事業における建築関係8団体による「建築の質の向上に関する検討」等について(資料4)

平成20年度建築基準整備促進補助金事業における「建築の質の向上に関する検討」等及び平成21年度同事業について高津委員及び吉田調査役より説明があり、当会での対応を検討した。

- ・平成21年度建築基準整備促進補助金事業「建築の質の向上に関する検討」への応募について、平成20年度は8団体が提出した。平成21年も6月8日から17日まで受けられている。
- ・社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会において「建築基本法」制定に向けた審議がスタートしており、平成21年末にかけて「建築基本法」案がとりまとめられるのではないかとの情報がある。
- ・平成20・21年度当該調査実施団体が今後コンソーシアムを構成し、各団体が調査した「質の向上に関する提案」のとりまとめの調査を行い、提案をまとめることとしており、この提案が「建築基本法」案に影響があると考えられる。
- ・本会としては「建築士事務所に関わる諸問題の考え方」をとりまとめることには団体運営の基本方針としても重要な意義があることから平成21年度の当該事業に応募することとした。

検討の結果、平成21年度の当該事業に応募することとした。具体的作業を行う「(仮称)基本法部会」を当委員会に設置し、岡本副委員長、佐々木委員、小林委員、望月委員、高津委員をアドバイザーとし、必要に応じて外部理事等も加え、関係委員会と連携をはかりながら具体的な検討作業にかかること

とした。

当部会は、第1回(三栖委員長も特別出席)を6月8日(月)16:30～開催することとし、応募書類については、吉田調査役がとりまとめ、当委員会の正副委員長へ事前確認をとることとした。

議事5. その他

○次回委員会日程

平成21年7月27日(月)10:00～12:00 日事連会議室

## ■第1回 景観・まちづくり特別委員会概要

日 時 平成21年6月5日(金) 14:00～16:15

会 場 日事連会議室

出 席 者

委員長・横須賀満夫

委員・高橋敏彦、中村清隆、浅野正敏、福島賢哉、川島啓道、

入口嘉憲

欠 席 委員・平山正義

<配付資料>

資料1:委員会名簿

資料2:景観・まちづくり特別委員会の設置について

資料3:国における建築等を通じた良好な景観・まちづくりへの活動についての支援の全体の流れ(資料3-1～3-5)

資料4:「良好な居住環境形成に向けた建築デザイン誘導モデル事業」活動状況調査(協力依頼)及び調査結果

資料5:国の要請に対する日事連の当面の対応について

資料6:今後の進め方について

参 考:2050花綵列島再生へむけて(森野美徳理事提供)

議 事

### 1. 高津専務挨拶

国において建築を中心とした景観まちづくりが大きなテーマになりつつあり、この施策を展開していくために、先行的な市町村及び建築関係団体で構成された景観まちづくり推進協議会が設置され、国がまちづくり活動に対

し支援をしていく中で、建築技術者の専門的知見を活用していくこととなった。日事連も建築関係団体として参加している。

平成21年度の景観・まちづくり活動に対する国の補助事業が始まり、この活動に対する国からの専門家派遣要請に日事連としてどう対応していくか、また、これまで日事連として景観・まちづくり活動に関する組織的な検討を行ってこなかったが、今後の建築士事務所の業務にとって重要なテーマであることから、日事連としてどのように取り組んでいくか検討が必要であるとして、委員会を設置することとした。委員選任については、景観・まちづくりに造詣が深く、各地で活動されている方をお願いした。

今後、この委員会でご指導、ご指示をいただきながら事務局も一緒に取り組んでいきたいので、よろしく願いたい。

## 2. 委員長挨拶及び3. 委員紹介

委員長挨拶の後、委員より今まで関わったまちづくり活動も含めた紹介が行われた。

## 4. 特別委員会設置の趣旨・目的について

事務局より、特別委員会設置の趣旨・目的等について以下の説明を行った。

景観・まちづくり活動に対する国の助成事業が始まり、これに対する日事連としての対応をどうしていくかが当面の課題ではあるが、景観・まちづくり活動はこれからの重要なテーマであり、地域における景観まちづくり活動に対してどのように対応するか、単位会との連携、人材育成等も含め日事連としての対応方針を検討していくことを目的に設置することとし、委員長には横須賀広報・渉外副委員長をお願いし、委員は地域でまちづくり活動に取り組んでいる方を選任させていただいた。

委員会では、①景観・まちづくり活動支援に関する国の要請に対する協力、②景観・まちづくり活動を担う人材の育成、支援システムの検討、③景観・まちづくりに関する単

位会及び会員への必要な情報提供、④その他目的に照らして必要な事業に取り組んでいく。

委員の任期は2年であるが、継続していきたい。

## 5. 景観・まちづくり活動に関する国の動向について

専務理事より、これまでの景観・まちづくり活動に関する国の動向について、以下の説明を行った。

平成20年6月に「良好な景観形成のための建築のあり方検討委員会提言」がなされ、それを踏まえ「建築等を通じた良好な景観・まちづくり推進協議会」(事務局:日本建築士会連合会)が本年2月に設置され、国土交通省と連携し、地方の建築士の活動等を支援していくこととなった。

平成20年度には国の調査事業「建築等を通じた良好な景観・まちづくりに向けた調査事業」を実施し、日事連を含む建築関係5会で委員会を設置し、ホ・レ・ショ・カ・ドを作成した。この作業には東京会・福島委員及び高津専務理事が参加し協力した。

平成21年度から「良好な居住環境形成に向けた建築デザインの誘導モデル事業」が開始され、まちづくり推進協議会としては選定法人の選定作業への協力、補助支援事業に対し具体的な事業活動についての連携を図るうえで、ワーキンググループ(東京会・福島委員及び高津専務が委員として参加)を設置し、選定法人の事前審査、支援事業に対する専門家の派遣等について、主体的に実施することとなった。

作業手順としては、6月上旬までにリストを作成し、6月11日開催のワーキングで事前審査を行い、選定委員会において支援事業を最終決定し、6月30日に公表する予定となっている。

## 6. 単位会等における「良好な居住環境形成に向けた建築デザインの誘導モデル事業」の活動に関するアンケート調査結果について

今後、景観まちづくり協議会からのまちづくりに関する専門家の派遣要請に、日事連として応える体制を整える

うえで、単位会等が中心となって行っている「良好な居住環境形成に向けた建築デザインの誘導モデル事業」に該当すると思われる具体的な活動について、4月2日付けで単位会に対し事前調査を実施した旨を説明し、その結果報告を行った。

#### 7. 国の要請に対する日事連の当面の対応について

平成21年度補助事業への専門家派遣要請に、日事連としてどう対応したらよいかについて、まちづくり推進協議会を構成している他団体の状況を紹介した後、各委員より意見を求め、以下の意見が出された。

- ・将来的には専門家の派遣はすべきであり、今すぐに行けるかという問題はあるので、それも含めて派遣する方向で行くということであれば合意できる。
- ・派遣する体制を緊急に作ればよいのではないか。
- ・いくつか予定されている他省庁も含めた景観・まちづくり活動に建築関係団体がすべて無料でボランティア協力するというのはいかがか?NPO等では謝金を貰っているところがあり、ボランティア協力が広がってしまうと成り立たなくなるのではないか。
- ・地域の専門家のリストアップはできると思うが、ボランティアとしての参加となると要請に応じてくれるかどうか疑問。(代表者であれば可能性はあるが、所員は難しい)
- ・費用の問題、業務としてどこまで入っているのか、きちんとした線引きが必要。
- ・事務所協会にはまちづくり活動をしようという意識を持ち勉強したいと思っている会員はかなりいると思うが、当面は委員の中から推薦したらどうか。

協議の結果、時間的な問題も勘案し、専門家派遣要請については当面当委員会メンバーで対応することとした。

#### 8. 今後の進め方について

当面は、各委員から景観・まちづくり活動への取り組み、関わり方、支援のあり方に関する連合会への意見等をお聞きし、それについての意見交換を重ねた後、国の要請に対する協力体制の整備、単位会との連携のあり方等に

ついて検討を行うこととした。

次回委員会 平成21年9月10日(木) 14:00~16:30

※その後、まちづくり推進協議会からの専門家派遣要請に緊急に対応する必要性が生じたため、7月13日に第2回委員会を開催することとした。

### ■第4回 総務・財務委員会概要

日 時 平成21年5月20日(水) 13:30~15:20

会 場 日事連会議室

出席者

委 員 長 山田美光 副委員長 原田照行

委 員 佐藤 誠、岡本 賢、山田清治、高橋祥治、  
大旗 健、井上精二

担当副会長 本澤宗夫

事務局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、前田、松谷

#### 1. 議事

##### (1) 第52回通常総会議案について

##### 1) 平成20年度事業報告案について

事務局より第1号議案に該当する平成20年度事業報告案について、資料1、資料2により概要説明がなされた。

総務・財務に関する事業報告としては以下の趣旨の説明がなされた。

①平成20年度末の会員・構成員数は46団体で14,822事務所であり、前年度末から構成員数は24事務所増となった。また、本年度中に建築士事務所協会へ名称変更を行った単位会数は12単位会(北海道会、岩手会、山形会、新潟会、愛知会、京都会、大阪会、島根会、長崎会、大分会、宮崎会、沖縄会)であった。これにより、全単位会の法定団体への移行に必要な名称変更が完了した。

②単位会が改正建築士法に規定された「建築士事務所協会」として業務を行うための体制整備及び公益社団法人への移行を視野に入れた標準的なモデル定款の作成と単位会が都道府県知事からの指定事務所登録機関の指定を受ける場合の建築士事務所登録事務に係る

標準的な事務処理規程の作成の支援を行うため2つのワーキングチームを設置した。

定款等整備ワーキングチームでは「モデル定款案と解説」をまとめ、事務所登録事務対応ワーキングチームでは「モデル登録等事務規程と解説」及び「モデル登録事務取扱要領と解説」をまとめた。これらの資料を6月の全国会長会議に報告するとともに単位会に周知した。

なお、11月28日の改正建築士法施行以後平成21年3月31日までの間に指定事務所登録機関の指定を受けた単位会は13単位会(埼玉会、東京会、神奈川会、新潟会、長野会、静岡会、愛知会、大阪会、岡山会、広島会、山口会、愛媛会、高知会)であった。

③本連合会が建築士法に定める法定団体の要件を満たすための定款の一部変更を行い、国土交通省へ法定団体の届出を行った。また、日事連及び単位会では、公益社団法人の認定を円滑に進めることを目標に定款等の整備の検討を行ってきたが、公益社団法人への移行については、他団体の動向や国、都道府県の認定状況を踏まえ、更なる検討を行なうこととした。

④第33回建築士事務所全国大会(東京開催)は、大会テーマを「新たな使命に向かって～建築士事務所協会の法定化を契機として～」とし、10月3日にシンポジウム、大会式典を行った。参加者は740名であった。

⑤平成20年度年次功労者表彰は、日事連推薦2名、単位会推薦38名及び特別功労者表彰4名の表彰を行った。

⑥平成20年度の日事連建築賞は、応募総数は46点(一般建築部門21点、小規模建築部門25点)であった。そのうち、国土交通大臣賞1点、日事連会長賞1点、優秀賞6点(一般建築部門4点、小規模建築部門2点)、奨励賞9点(一般建築部門4点、小規模建築部門5点)の受賞作品を決めた。

## 2) 平成20年度収支決算案について

事務局より第2号議案に該当する平成20年度収支決算案について、資料1、資料2により次の趣旨の説明がな

された。

一般会計の事業活動収入は約3億9,016万円、事業活動支出は約3億5,788万円、予備費支出は発生せず、当期収支差額は約3,228万円となり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約7,067万円となった。

福利厚生特別会計の事業活動収入は約1,159万円、事業活動支出も約1,159万円で当期収支差額は約3千円となり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約243万円となった。

適合証明業務登録機関特別会計の事業活動収入は約9,886万円、事業活動支出は約9,959万円となり、当期収支差額は約72万円の支出超となったが、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約237万円となった。

委員から、一般会計の財政安定積立預金については、取り崩し額と同額を積立てるべきだとの意見が出されたが、事務局からは従来どおり予算内の執行にとどめている旨回答がなされた。

協議の結果、平成20年度事業報告案及び収支決算案を了承し、常任理事会に提案することとした。

## (2) 建築士事務所登録事務の指定状況調査について

事務局より建築士事務所登録事務の指定状況調査について資料3により次の趣旨の説明がなされた。

単位会の建築士事務所の登録事務指定状況は平成21年4月24日現在では以下のとおり。

- |                      |       |
|----------------------|-------|
| 1) 指定を受けている          | 14単位会 |
| 2) 指定を受ける見込み         | 7単位会  |
| 3) 指定を受ける見込みだが、時期は未定 | 22単位会 |
| 4) 指定の予定無し           | 2単位会  |
| 5) その他               | 1単位会  |

東京会と大阪会が昨年度から先行して業務を行っている。山口会は登録窓口を(財)山口県建築住宅センターに委託している。

## (3) 第52回通常総会等の日程及び運営について

第52回通常総会及び第107回建築士事務所協会全国会長

会議等の日程と運営について資料4により事務局より説明がなされ、全国会長会議の平成20年度事業報告案については常置委員会委員長より説明することを確認した。

次回委員会開催予定

平成21年8月27日(木) 13:30～16:00

(配付資料)

資料1:第52回通常総会議案書(案)

資料2:平成20年度事業報告・収支決算説明書(案)

資料3:建築士事務所の登録事務の指定状況についての現況調査

資料4:第52回通常総会及び第107回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について

## ■第5回 教育・情報委員会概要

日 時 平成21年4月22日(水) 14:00～16:30

会 場 日事連会議室

出席者

委員長 佐野 吉彦(日事連常任理事)

副委員長 宮原 克平(日事連理事)

委員 國分 恵之、中岡 数夫、遠山 紀芳、尾添 信行、  
福島 正継

事務局 高津充良、北野芳男、恩田利昭、吉田 茂、  
上原規子、市川貴之、今泉光裕

欠席者 高橋 邦雄、山崎 善利(日事連副会長)

<配付資料>

第4回 議事録

資料1:「建築CPD情報提供制度」への参加手続き等について

資料2-1:法定講習(管理建築士講習、建築士定期講習)の実施状況等について

資料2-2:法定講習に係る登録講習期間機関の比較について

資料2-3:「建築士定期講習」に係るアンケート調査

資料2-4:「建築士定期講習」に係るアンケート調査(建築士事務所に所属する建築士数)

資料2-5:「建築士定期講習」に関するアンケート調査結果の概要

資料2-6:「建築士定期講習」の実施等に関する改善要望への回答について

資料2-7:知事指定の継続に関する要望書

資料3:建築士試験受験資格に係るインターシップの状況等について

資料4:平成20年度事業報告(案)

資料5:「建築士事務所協会会員建築士事務所の基礎的データ調査」について

1. 建築CPD情報提供制度への対応等について(報告)(資料1)  
宮原委員より、「建築CPD運営会議プログラム審査会」の状況について、主に(審査会の運営体制、参加登録データ管理手数料費用、実績証明書の発行手数料等の変更)について報告があった。

事務局より、「建築CPD情報提供制度」への参加手続きの説明として、資料1により、建築CPD情報提供制度への参加手続き等に係る具体的な事務手順について単位会及び参加希望者が行う手続き等について概要の報告があった。

報告に続き、主に以下内容の発言があった。

○CPDとしての講習をプログラムとして提供するとき、日事連は業としての品質の維持・向上、建築士会はより良い建築士になるために、JIAはより良い建築家であるため等、それぞれの団体が提供するプログラムの性格が明確になると良いのではないかと。

○CPDの制度は、国や一部の地方自治体が受注者選定に利用しているワイルドな「建築CPD情報提供制度」とパーソナルな団体独自のものがある中で、その違いを理解するのが未だ難しい。今後も周知が必要である。広報手段については、今後も検討を進めることとし、Q&A(2/24ver)については最新版を作成し、単位会へ案内することとした。

2. 法定講習(管理建築士講習、建築士定期講習)への対応等について(資料2)

①実施状況等について(資料2-1)

事務局より、管理建築士講習の実施状況等について

「昨年、8～11月に実施した“みなし講習”では、約3万4,000人の受講者があり、21年度の上期については、第1回受付(12月)において、募集人数34,092名に対し、受講申込者数は、12,656名に(37.1%)にとどまり、受講率が芳しくなかったため、平成21年2月中旬(16～24日)に追加受付を実施し、全体の受講申込者数は18,771名(55.1%)となった。

なお、現在も、5月末～7月中旬に開催する講習を対象に追加募集を行っている旨の説明があった。

また、建築士定期講習の実施状況等について、平成20年度(21年2～3月)、21年度(4～6月)の受講申込み状況の報告が行われた。

### ②法定講習に係る登録講習機関の比較について

事務局より、資料2-2により、4月22日時点で登録がなされている5つの登録講習期間について、登録区分をはじめ、受講料、講習方法(対面or映像)、申込方法等の諸条件の比較状況等について、概要説明が行われた。

### ③「建築士定期講習」に係るアンケート調査 回答結果について

平成21年4月9日に行われた「建築士定期講習」に関するアンケート調査結果と「建築士事務所に所属する建築士数」について資料2-3、2-4、2-5により、事務局から説明が行われた。

これらのうち、アンケート調査結果における具体的な要望事項として、以下内容の要望があった。

#### ○講習の運営方法等について

- ・受講申込書のインターネット上からのダウンロード対応をしていただきたい。
- ・年間スケジュールの早期の決定をしていただきたい。

#### ○講師のあり方、選定方法等について

DVDによる講習を望む声が多くあった一方、講師によるライブ(生講義)を推す声もあった。

#### ○受講料等について

受講料については、民間登録機関との競合の観点から、値下げを望む声が多くあった一方、講習の意義、単位会の業務量、既受講者とのバランス等の観点から、現状維持を推す声もあった。

#### ○その他

国交省による周知を強力に推進していただきたい。

### 3. 大学院における実務経験(インターシップ)への対応等について(資料3)

事務局より、資料3により、建築士試験受験資格に係るインターシップの状況等について主に以下の説明があった。

- ・建築士試験の受験資格にインターシップの単位が要件として加わることとなり、「(仮称)産学連携建築教育推進協議会(準備会)(以下準備会という)で、日事連を含む建築関係団体等、産学による意見交換が行われてきた。
- ・日事連の対応としては、準備会で行ったアンケート(20.10月)によると8割の大学院が自らインターシップ先を手配している状況から、現状行われている大学院と建築士事務所間の形態を尊重しつつ、単位会会員が自主的にインターシップの受け入れを進めるための情報提供等の協力をしたい。
- ・インターシップに係る標準的な取扱いについては、今後の実績とその推移状況を鑑みて、今後開催される予定の上記準備会の本会議である「産学連携建築教育連絡会議」(事務局:建築学会)にて各団体と連携して検討していくこととしたい。
- ・4月8日に士会連合会は士会独自の「建築士会インターシップ実施が伴」について記者発表を行った。

説明に続き、主に以下内容の発言があった。

- 業としての建築設計の重要性をインターシップの際に教えていくことは建築士、建築士事務所にとっても大切である。
- 日事連等からインターシップの受入要請があれば協力していきたい。
- インターシップを受け入れたい希望のある事務所が、教育・情報委員会へ連絡できるような仕組みづくりも方法とし

て必要ではないか。

日事連としては「産学連携建築教育連絡会議」の場で検討すると共に、状況を勘案して大学院・会員建築士事務所に対しての方向性を示していくことも検討したい。

#### 4. 平成20年度事業報告について(資料4)

事務局より、資料4に基づき平成20年度事業報告の説明がされた。

平成20年度事業報告については、佐野委員長に一任の上、委員各位において追加・訂正等があれば、事務局に連絡していただき、必要な修正を行い、今後開催される常任理事会に諮ることとした。

#### 5. 「建築士事務所協会会員建築士事務所の基礎的データ調査」について(報告)(資料5)

事務局より、資料5に基づき平成9年よりおおむね5年ごとに実施している基礎的データ調査の流れについて説明があり、早急に調査を開始できるように準備を進めている旨の説明があった。

説明に続き、主に以下の発言があった。

○事務所登録事務にかかる情報を利用すれば、当調査は不要ではないか。

○情報の目的外使用はできないため当調査は必要。

スケジュールを調整し、調査が速やかに進行するよう作業を進めることとした。

#### 6. その他

○次回教育・情報委員会日程について

次回委員会開催予定

平成21年7月1日(水)14:00~16:00 日事連会議室

### ■独立行政法人住宅金融支援機構の

#### 適合証明業務登録制度運営委員会概要

日 時 平成21年5月18日(月) 11:00~12:05

会 場 日事連会議室

出席者

運営委員会委員

委員長 住宅金融支援機構理事 合田 純一

委 員 同審査部住宅審査室長 池田 和政

〃 同審査部住宅審査室検査指導グループ長

城野 敏江

〃 同業務推進部業務推進グループ長 浪波 哲史

〃 (社)日本建築士事務所協会連合会

会長 三栖 邦博

〃 (社)日本建築士会連合会

専務理事 山中 保教

代理出席:総務部長 木村 行道

(欠席 国土交通省 住宅局建築指導課長 井上 俊之、

同省住宅局総務課 民間事業支援調整室長 瀬口 芳広、

沖縄振興開発金融公庫総務部長 上関 克也)

住宅金融支援機構 審査部住宅審査室検査指導グループ

総括調査役 藤野 晶成

日事連事務局

専務理事 高津充良、常務理事 北野芳男、

事務局長 恩田利昭、業務課長 鈴木雅之、

総務課長 前田敏明

(提出資料)

資料1:平成20年度適合証明業務登録機関事業報告(案)

資料2:平成20年度適合証明業務登録機関特別会計収支  
計算書(案)

資料3:平成20年中古住宅適合証明のフラット35の受付状況  
について

資料4:平成20年度適合証明技術者業務講習のDVDによる  
講習のアンケート結果について

◎冒頭、合田委員長よりフラット35(中古住宅)の受理状況等報告。

議題1. 平成20年度事業報告及び収支決算について

○日事連事務局より、資料1及び資料2に基づいて説明がなされた。

[質疑]

・平成20年度の受付で新規と更新の登録の割合はどのような状況か。

－新規が16.2%、更新が83.8%となっている。因みに日事連の会員の割合は、会員が38.7%、非会員が61.3%となっている。

－住宅レターの送信はどのような方法で行っているか。

－印刷物で郵送しない場合は、Eメールアドレスがある登録者はメールで送信し、それ以外はFAXで送信をしている。申請書にEメールアドレスの記載があり、Eメールで送信している登録者は3割強程度である。来年度の登録受付ではEメールアドレスを極力記入してもらうよう工夫をしていきたい。

－財政安定積立預金は、次期繰越額が約7,300万円となったが、本登録制度の維持のために今後の同積立預金の見通しについてどのように考えているか。

－登録者の減少により、平成18年度の登録時は積立預金が0となり、平成20年度の登録時は800万円の赤字となってきたことで、平成22年度の登録時の予算を立てる際に、前回の運営委員会で課題となった日事連3会計の人件費と事務所費の按分率を見直す必要があること、それでも補えない場合は現状の登録料を若干値上げする措置を講じていくこと等を検討していく必要がある。

このことについては、今後日事連が住宅金融支援機構と相談をしながら検討していく。

・登録窓口の登録事務費については、どのような業務のために支払われているか。また、値下げすることは考えられないか。

－登録窓口では、登録申請受付、登録台帳の記載、登録関係書類の整理及び問い合わせ等の諸々の業務による事務費である。

近年中に値下げすることは合理的な理由がないと難しいと思われるが、今後の検討課題としたい。

◎協議した結果、資料1及び資料2の原案の通り承認した。

議題2. その他

1) 平成20年度中古住宅適合証明のフラット35の受付状況につ

2009-7 日事連会務月報

いて

○住宅金融支援機構・審査部より、資料3に基づき適合証明の実績数及び適合証明の実績のある技術者数について報告がなされた。

2) 平成20年度適合証明技術者業務講習のDVDによる講習のアンケート結果について

○住宅金融支援機構・審査部より、資料4に基づき平成20年度にDVDで行った適合証明技術者業務講習のアンケート結果について報告がなされた。

・初めて試みたDVD講習の回答では、全般的に内容として満足されている回答が多い結果となった。

## ■ 主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますので

ご了承ください。

平成21年

7月22日 建賠保険等調査専門委員会

27日 建築設計制度等対応特別委員会

28日 全国大会運営特別委員会

30日 業務・技術委員会、基本法部会

31日 会誌編集専門委員会

8月10日 日事連建築賞選考委員会

21日 構造技術専門委員会

27日 総務・財務委員会

28日 常任理事会

## ■ 「自民党建築設計議員連盟」総会において

### ビ°アチェック、設備設計一級建築士制度、新業務報酬基準の3項目について再要望

自由民主党建築設計議員連盟(会長 額賀福志郎衆議院議員)(以下、議連)の総会が、平成21年6月19日、午前8時30分より自民党本部にて開催された。

同総会には、議連を構成する国会議員衆参合わせて20名が出席し、日本建築士事務所政経研究会(日事政研)及び(社)日本建築士事務所協会連合会(日事連)からは、日事政研役員をはじめ、日事連役員、都道府県の建築士事務所政経研究会及び建築士事務所協会の会長等50名が出席した。また、国土交通省の住宅局からは和泉洋人住宅局長、小川富由大臣官房審議官(建築行政)及び井上俊之建築指導課長他が、さらに、大臣官房官庁営繕部からは、藤田伊織官庁営繕部長及び鈴木千輝整備課長他が出席した。

この総会において、三栖邦博日事連会長より、“建築基準法及び建築士法に関する要望の再度のお願い”として、以下の3項目について要望がなされた。

(1) ビ°アチェック(構造計算適合性判定)の対象建築物の高さ、階数等による限定

(2) 設備設計一級建築士制度等の円滑な施行

(3) 新業務報酬基準告示の実効性確保のための措置の徹底

改正建築基準法及び改正建築士法の円滑な施行については、日事連は、平成20年10月2日の議連総会において、上記3点の要望を行った。さらに、この中でも特に設備設計一級建築士の円滑施行の問題については、平成21年3月13日に金子国土交通大臣に対し、具体的方策を盛り込んだ要望を行っている。

改正建築基準法及び改正建築士法の施行については、依然、日事連の構成員である全国の建築士事務所から、改正法の施行による時間や経費、事務量の長大化の傾向と折からの景気低迷の影響により、建築士事務所の経営を大きく圧迫しているとの声が寄せられているため、同議連に対し再度の要望を行ったもの。

これについて、和泉住宅局長からは、建築確認(構造計算適合性判定物件)に要する日数の状況等について説明がなされるとともに、構造/設備設計一級建築士制度の円滑施行については、資格者の増員、過去の関与対象物件の元請建築士事務所へのアンケート調査結果の報告と今後の取組み方針を、また、新業務報酬基準の実効性の確保については、その周知に向けた取組み等について説明がなされた。

さらに、藤田官庁営繕部長からは、国土交通省が発注する設計業務における資格者の取扱い及び設計業務等の業務費の積算基準について説明がなされた。

出席した国会議員からは、「経済対策で学校の耐震診断等に多くの予算がついたが、それを行う資格者が不足し、矛盾した政策が露見した。善処策はあるのか」、また「公共団体の発注で構造/設備設計一級建築士を雇用していない事務所だからといって発注対象から外すことのないよう適正な運用を行ってほしい」、さらに、「新業務報酬基準告示の実効性の確保については、末端の市町村にまで、総務省と連名で国土交通省より徹底してほしい」等の発言があった。

このうち、保岡興治衆議院議員からは、「今回の法改正については、民間が自らの責任の下で対応するという基本原則をはっきりとさせ、その上で、行政が大きな基準や全体的な方向性を示し、それを守らなかった場合には行政処分、刑事処分により対応するというのが基本的なあり方であると思う。業界自身が責任を果たす部分と行政が対応する部分とをガイドライン等により明確に仕分けし、併せて行政の側において立法措置を要するものについては、さらに積極的な法改正を行うといった方向性が望ましい。こうした基本的なあり方の重要性を、この議連において改めて確認するとともに、そのために必要なフォローを行ってほしい」旨の意見が出された。

これらの議論を踏まえ、額賀議連会長より、「本日は、ビ°ア

ェックの簡素化の問題、設備設計一級建築士制度の問題及び報酬の問題の三つ要望があったが、役所は上からのトップダウンではなく、現場の実状や声等を踏まえた上で、新しい行政基準を作っていくことが最も大事である。国土交通省では本日の議論を踏まえ、しっかり対応していただきたい旨の要請が国土交通省になされた。

これに対して、山本日事政研会長より、同議連及び日事政研が今後一層の一致協力を図ることで、より良い関係を築いていきたい旨等の発言がなされた。

最後に、本議連総会の総括として、逢沢一郎議連幹事長より、「ヒアチェックの対象範囲の問題や、設備設計一級建築士及び地方自治体の発注の問題等については、当議連として十分に目を光らせ、適切な理解・整理をして、問題の解決に向け努力をしていきたい」旨の締めくくりの挨拶がなされた。

本議連総会に出席した国会議員は次のとおり。

(順不同・敬称略)

<衆議院議員>

逢沢一郎、今村雅弘、大塚高司、木村隆秀、小坂憲次、  
佐田玄一郎、塩崎恭久、谷垣禎一、土井 亨、渡海紀三朗、  
西銘恒三郎、額賀福志郎、福井 照、保岡興治、山崎 拓、  
山本明彦、富岡 勉、関 芳弘

<参議院議員>

小池 正勝、世耕 弘成

■6月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成21年6月1日～6月30日

| 単位会   | 構成員数(A) | 増 減  | 建築士事務所登録 |          | 賠償責任保険 |      |          |
|-------|---------|------|----------|----------|--------|------|----------|
|       |         |      | 登録数(B)   | 加入率(A/B) | 加入数(C) | 増 減  | 加入率(C/A) |
| 北海道   | 642     | + 1  | 5,707    | 11.2     | 211    | + 3  | 32.9     |
| 青 森   | 140     |      | 1,245    | 11.2     | 31     |      | 22.1     |
| 岩 手   | 266     |      | 1,353    | 19.7     | 56     |      | 21.1     |
| 宮 城   | 260     |      | 2,757    | 9.4      | 52     |      | 20.0     |
| 秋 田   | 174     |      | 1,678    | 10.4     | 42     |      | 24.1     |
| 山 形   | 191     |      | 1,658    | 11.5     | 46     |      | 24.1     |
| 福 島   | 179     |      | 2,104    | 8.5      | 47     |      | 26.3     |
| 茨 城   | 501     |      | 2,773    | 18.1     | 131    | + 1  | 26.1     |
| 栃 木   | 173     |      | 1,840    | 9.4      | 87     |      | 50.3     |
| 群 馬   | 175     |      | 2,340    | 7.5      | 89     |      | 50.9     |
| 埼 玉   | 571     |      | 6,274    | 9.1      | 98     | + 1  | 17.2     |
| 千 葉   | 415     | + 5  | 4,491    | 9.2      | 90     |      | 21.7     |
| 東 京   | 1,330   |      | 18,300   | 7.3      | 335    | + 9  | 25.2     |
| 神奈川   | 792     |      | 7,662    | 10.3     | 147    |      | 18.6     |
| 新 潟   | 280     |      | 2,924    | 9.6      | 99     |      | 35.4     |
| 長 野   | 534     | - 1  | 2,945    | 18.1     | 114    |      | 21.3     |
| 山 梨   | 114     |      | 1,091    | 10.4     | 11     |      | 9.6      |
| 富 山   | 267     |      | 1,572    | 17.0     | 53     |      | 19.9     |
| 石 川   | 266     | + 8  | 1,664    | 16.0     | 51     |      | 19.2     |
| 福 井   | 263     | - 1  | 1,189    | 22.1     | 58     | + 2  | 22.1     |
| 静 岡   | 546     | + 2  | 4,030    | 13.5     | 134    | + 2  | 24.5     |
| 愛 知   | 628     |      | 6,039    | 10.4     | 135    |      | 21.5     |
| 三 重   | 182     |      | 1,722    | 10.6     | 62     |      | 34.1     |
| 滋 賀   | 202     |      | 1,492    | 13.5     | 37     | + 1  | 18.3     |
| 京 都   | 270     |      | 2,610    | 10.3     | 76     | - 1  | 28.1     |
| 大 阪   | 1,050   |      | 8,101    | 13.0     | 173    | + 3  | 16.5     |
| 兵 庫   | 503     |      | 4,481    | 11.2     | 124    |      | 24.7     |
| 奈 良   | 124     |      | 1,103    | 11.2     | 19     |      | 15.3     |
| 和歌山   | 118     |      | 916      | 12.9     | 24     |      | 20.3     |
| 鳥 取   | 80      |      | 648      | 12.3     | 42     |      | 52.5     |
| 島 根   | 155     |      | 935      | 16.6     | 57     | + 7  | 36.8     |
| 岡 山   | 469     |      | 1,934    | 24.3     | 58     | + 1  | 12.4     |
| 広 島   | 384     |      | 3,040    | 12.6     | 111    | + 2  | 28.9     |
| 山 口   | 116     |      | 1,610    | 7.2      | 37     | + 1  | 31.9     |
| 徳 島   | 102     |      | 1,161    | 8.8      | 14     |      | 13.7     |
| 香 川   | 105     |      | 1,550    | 6.8      | 16     |      | 15.2     |
| 愛 媛   | 130     |      | 1,526    | 8.5      | 22     |      | 16.9     |
| 高 知   | 149     |      | 895      | 16.6     | 17     |      | 11.4     |
| 福 岡   | 528     | - 12 | 4,491    | 11.8     | 131    |      | 24.8     |
| 佐 賀   | 171     |      | 789      | 21.7     | 29     |      | 17.0     |
| 長 崎   | 226     |      | 1,112    | 20.3     | 39     |      | 17.3     |
| 熊 本   | 227     |      | 1,713    | 13.3     | 77     |      | 33.9     |
| 大 分   | 205     | - 2  | 1,189    | 17.2     | 37     |      | 18.0     |
| 宮 崎   | 141     |      | 1,554    | 9.1      | 66     |      | 46.8     |
| 鹿 児 島 | 320     |      | 1,700    | 18.8     | 75     | + 1  | 23.4     |
| 沖 縄   | 180     |      | 1,470    | 12.2     | 43     |      | 23.9     |
| 計     | 14,844  | ±0   | 129,378  | 11.5     | 3,503  | + 33 | 23.6     |

※建築士事務所登録数は平成20年3月末日現在の数字である。